

戦没者等のご遺族の皆さまへ

～第11回特別弔慰金支給のお知らせ～

特別弔慰金の趣旨

戦後74周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔意の意を表すため、5年ごとに国債を交付することとしています。

- 支給内要** 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間** 令和2年4月1日～令和5年3月31日
(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)
- その他** なお、令和5年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、令和5年4月1日から請求受付を開始する予定です。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記の1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

問い合わせ先 役場福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線125)

町を守って、町のヒーローになろう！

消防団員募集!!

消防団って？

消防団は、町民、または町内勤務の方で消防団員として組織され、普段は本来の職に従事しながらも、火災などの災害時に出勤し、消防署と協力して消火活動や防災活動などを行います。

消防団の数はいくつあるの？

町の消防団の組織構成は、消防団本部・14個の分団および女性消防団で組織されています。また、各分団の活動拠点として、消防機庫があり消防団活動関係資機材が整備されています。

女性でも入れるの？

町には、女性消防団が組織されており、活動内容としては、火災予防の普及・啓発および防火意識の向上を図る活動をしています。また、分団員として所属し、活動することも可能です。

入団後の待遇として

- ①年間一定の報酬、出動手当、5年以上勤務者に退職報償金をそれぞれ支給
- ②消防団活動中にケガなどをした場合は、茨城県消防団員公務災害補償制度が適用
- ③活動服一式を支給
- ④職務に功労、功績があった場合は表彰の対象

入団対象者は、町内在住者または町内勤務者で18才以上の健康な方であれば入団できますので、ぜひ利根町消防団と一緒に活動してみませんか？

問い合わせ先・入団希望受付窓口 役場総務課 消防交通係 ☎68-2211 (内線317)

男女共同参画ってなあに？ Part 72

第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）を策定しました

利根町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況の中、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人が持つ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

町では、平成27年に「男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を策定し、男女共同参画社会の早期実現に向け、取り組みを進めてきました。

この度、推進プランの策定より5年が経過し、日々変化する社会情勢や町民の生き方や働き方に対する価値観の多様化による新たな課題へ対応するため、令和2年度から5年間の取り組みをまとめた「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定しました。



【基本理念（スローガン）】

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね

【基本目標】

1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重しあう人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待などあらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。また、性的マイノリティの方への差別解消のための啓発を行い、多様な性のあり方に関する理解を図ります。

3. 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯をつうじて健康に暮らし、生きがいを持って社会に参画することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を整備します。

また、高齢者や障がい者等を含めたすべての人がともに、生きがいを持って生活できるよう、さまざまなニーズに対応した支援に努めます。

2. あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わりあい活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動等へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

委員会や審議会等への女性の登用を高め、女性の参画を促進します。また、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休暇・介護休暇等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参画促進に努めます。

4. 多様な働き方の実現に向けた社会づくり

男女がともに、自らの意欲と能力を持って多様な生き方や働き方が選択できるよう、働く人の意識改革と事業者の理解が進むよう啓発活動を推進します。

また、仕事や家庭の両立を可能にするため、子育てを支援する公的サービスの充実や、子どもが地域で安心して遊べる場所や機会の提供に努めます。

男女がともに、対等なパートナーとして働き続けられるよう、労働に関する法律や制度の周知、固定概念にとらわれず職業を自由に選択できるよう、さまざまな情報の提供に努めます。

男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任を持つ、男女共同参画社会の実現を目指し、この計画を着実に推進していくためには、行政だけではなく、町民、事業者、関係機関、団体の方々など地域社会が一体となり連携して取り組むことが重要となります。町の男女共同参画社会実現に向け、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※策定しました推進プランにつきましては、町公式ホームページで公表しているほか、役場、利根町図書館の情報公開コーナーでも冊子で公表しています。また、併せてパブリックコメントの結果も公表しています。

問い合わせ先 企画課 企画調整係 ☎68-2211 (内線337)